

【 給付金決定通知書の見方 】

事務連絡

令和〇年〇月〇日

420-8601
静岡県 静岡市 葵区
追手町9-6
公立 太郎 様
0000123456

被扶養者の通知書は組合員あてと
なっています。

所属所コード

*****678

組合員番号

毎月25日(土日祝の場合は、
金融機関の翌営業日)に、下
記の振込金融機関の個人口
座に送金します。

公立学校共済組合静岡支部長

給付金決定通知書

傷病・休業・育児休業・介護
休業手当金の給付日数

令和〇年〇月〇日以降指定口座へ振込します(振込不能は翌営業日以降に再振込)。

給付金控除額に記載がある場合は調整しています。御不明な点は下記電話番号に御連絡ください。

給付金の名称	組合員証番号	対象者氏名	請求期間(自)	請求期間(至)	日数	給付額(円)
一部負担金払戻金	12345678 00	公立 太郎	令和〇年〇月			10,000
高額療養費	12345678 00	公立 太郎	令和〇年〇月			10,000
給付金支給額計(上記までの合計)①						20,000
給付金控除額②						5,000
差引支給金額(振込額)①-②						15,000

送金される給付金の名称

左記の給付金の
給付対象者氏名

振込金融機関

〇〇〇〇

〇〇〇〇

1 この決定に不服のある場合には、この決定があ
ることができません。

なお、この決定があったことを知った日の翌日
をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決か
あったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に公立学校共済組合を相手方として(訴訟において公立学校共済組合を代表するものは、
公立学校共済組合理事長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(又は裁決の日)の翌日から起算して1年を経
過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

給付金の再計算、標準報酬月額の変更
により給付金の過払い等が発生した
場合に、給付金から控除することによ
り調整を行います。

共済組合の給付金送金額です。
互助組合の給付金は、互助組合
から各所属所に送付される明細
を御確認ください。

公立学校共済組合 静岡支部

054-221-3135